

## 処 分 基 準

令和6年3月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第25条第2項第2号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項（処分移送通知書の送付） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条（営業の停止の基準）
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する営業の停止の基準は、別紙のとおりである。
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通企画課(017-723-4211) 各警察署の交通課
備 考：